

自由金利型定期預金規定

第1条 (預金の支払時期)

この預金は、預金証書表面記載の満期日以後に支払います。

第2条 (利息)

(1) この預金の利息は、預金証書表面記載の期間 (以下「約定期間」という。) および利率 (以下「約定利率」という。) によって計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

(2) 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金金利により算出し、お支払いいたします。

(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間に応じて次の利率 (小数点第4位以下は切り捨てます) によって計算し、この預金元本とともに支払います。

- ① 預入後6ヶ月未満：解約日の普通預金金利
- ② 預入後6か月以上1年未満：約定金利の5.0%
- ③ 預入後1年以上3年未満：約定金利の7.0%

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条 (自動継続の場合)

(1) この預金は表面記載の満期日に元金または元利金をもって前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 約定を停止するときは、満期日(継続をした時はその満期日)までその旨を申し出てください。この申出があった時は、この預金は満期日以降に支払います。

第4条 (反社会的勢力等からの預金口座開設申込みの断絶)

この預金口座開設申込み時に、当行が実施する申込者に対する審査の結果、当行が承諾した場合にのみ預金口座を開設、利用することができます。但し、次の各号のいずれかでも該当する場合は、当行は預金口座開設申込みをお断りするものと致します。

- (1) 申込者が第5条第2項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- (3) その他総合的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切と判断した場合

第5条 (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、預金証書裏面記載の受取欄に届出の印章により記名押印をして当行に提出してください。

(2) 前項のほか、次の各号のいずれかでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。本条において通知により解約する場合、到達のいかなにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

① 預金者が口座開設申込時とした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等

B 「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合

② この預金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に利用された場合

A 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取引 (核兵器関連開発、大型兵器開発関連等)。

B 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物輸入取引。

第6条 (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第7条 (印鑑照合)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

以上